

児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議の開催について

平成 28 年 5 月 10 日
関係府省庁申合せ
平成 28 年 6 月 21 日
一部改正
平成 29 年 9 月 28 日
一部改正
平成 30 年 10 月 16 日
一部改正
令和元年 9 月 30 日
一部改正
令和 3 年 1 月 15 日
一部改正
令和 4 年 12 月 15 日
一部改正
令和 5 年 ※ 月 ※ 日
一部改正

- 1 「児童虐待防止対策に関する業務の基本方針について」（平成 28 年 3 月 29 日閣議決定）を踏まえ、関係府省庁が緊密に連携し、総合的な児童虐待防止対策について、政府全体で強化を図り、一層効果的に推進するため、「児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を開催する。
- 2 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要に応じ、有識者、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。

議長	こども政策担当大臣
議長代理	こども家庭庁支援局長
構成員	内閣府男女共同参画局長
	警察庁生活安全局長
	こども家庭庁成育局長
	総務省自治財政局長
	法務省民事局長
	法務省刑事局長
	法務省人権擁護局長
	文部科学省総合教育政策局長
	文部科学省初等中等教育局長
	厚生労働省社会・援護局長
	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

- 3 連絡会議の下に、幹事会を置く。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。

- 4 連絡会議（幹事会を含む。以下同じ。）の庶務は、関係府省庁の協力を得て、こども家庭庁において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

(参考)

児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議幹事会構成員

議 長	こども家庭庁支援局総務課長
構成員	内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課長
	警察庁生活安全局人身安全・少年課長
	こども家庭庁成育局母子保健課長
	こども家庭庁支援局虐待防止対策課長
	こども家庭庁支援局家庭福祉課長
	総務省自治財政局調整課長
	法務省民事局参事官
	法務省刑事局参事官
	法務省人権擁護局参事官
	文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長
	文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
	厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長